様式第十三号の二（第十条の十四関係）

神奈川県指令　資循第８００８号　　許可番号　０１４５４００３４５６

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　　所　　神奈川県横浜市中区山下町１０５番地

氏　　名　　武松商事株式会社

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　萩野谷　学

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条の４第１項　の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

許可の年月日　　令和　２　年　８　月１７日
（初回許可年月日　平成　５　年　８　月１７日）
許可の有効年月日　　令和　９　年　８　月１６日

１．事業の範囲
（１）事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）

（２）特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物
特定有害産業廃棄物
廃水銀等、廃石綿等
金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和　８　年１０月　７　日　　変更届出（変更前：小椋　真哉、変更後：萩野谷　学）
令和　５　年　７　月１３日　　変更届出（変更前：金森　和哉、変更後：小椋　真哉）
令和　２　年１１月１２日　　変更許可（品目の追加：廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。））
令和　２　年１１月１２日　　更新許可

５．積替え許可の有無　　無

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　無

備考
「５．積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

別表１　金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類 ＼ 金属等の名称	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	
水銀又はその化合物	－	－	＼	＼	－	－	－	
カドミウム又はその化合物	－	－	－	＼	○	－	－	
鉛又はその化合物	－	－	－	＼	○	－	－	
有機燐化合物	＼	＼	＼	＼	－	－	－	
六価クロム化合物	－	－	－	＼	○	－	－	
砒素又はその化合物	－	－	－	＼	－	－	－	
シアン化合物	＼	＼	＼	＼	－	－	－	
ポリ塩化ビフェニル	＼	＼	＼	＼	－	－	－	
トリクロロエチレン	＼	＼	＼	－	－	－	－	
テトラクロロエチレン	＼	＼	＼	○	－	－	－	
ジクロロメタン	＼	＼	＼	－	－	－	－	
四塩化炭素	＼	＼	＼	－	－	－	－	
１，２－ジクロロエタン	＼	＼	＼	－	－	－	－	
１，１－ジクロロエチレン	＼	＼	＼	－	－	－	－	
シス－１，２－ジクロロエチレン	＼	＼	＼	－	－	－	－	
１，１，１－トリクロロエタン	＼	＼	＼	－	－	－	－	
１，１，２－トリクロロエタン	＼	＼	＼	－	－	－	－	
１，３－ジクロロプロペン	＼	＼	＼	－	－	－	－	
チウラム	＼	＼	＼	＼	－	－	－	
シマジン	＼	＼	＼	＼	－	－	－	
チオベンカルブ	＼	＼	＼	＼	－	－	－	
ベンゼン	＼	＼	＼	－	－	－	－	
セレン又はその化合物	－	－	－	＼	－	－	－	
１，４－ジオキサン	＼	－	＼	－	－	－	－	
ダイオキシン類	＼	－	－	＼	－	－	－	

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「－」は、取り扱うことのできないものを示す。